

鳥取県告示第211号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成24年3月30日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
上井北条線	倉吉市上井町一丁目1-4地先から同市上井 字宮ヶ坪75-14地先まで	変更前	15.1~71.8	84.0
		変更後	15.1~52.7	84.0